

ハッ場ダム訴訟意見陳述書

私は、平成 15（2003）年 1 月、公共事業に係わる会社を辞め、一地方自治体（旧千代田町）の議會議員となりました。議員になった初議会に町の水道料金値上げが提案され、議員としての初めての仕事が値上げ反対への取組みでした。水道料金が高い原因を調べてみると、県が供給する水の単価が高いうえに、使っていない水まで町に押し付ける県の姿勢にあること、いわゆる『責任引取制』にあることが分かりました。私は、議会の一般質問でこの問題点を指摘し、県に対して契約水量の変更交渉をするよう再三要請してきましたが、町執行部の県言いなりの姿勢は変わりませんでした。

何とかしたいという私の思いに応えてくれたのが、今回のハッ場ダム訴訟です。私がこの訴訟に加わったのは、茨城県は過大な水需要計画による水余り状態にもかかわらず「政策的水量」として 390 億円も負担し、国のダム建設に加担するという無駄な公共事業への怒りと同時に、必ず水道料金に跳ね返ってくる問題だと思ったからです。

今回、幸いにも意見陳述の機会を与えられました。私は、焦点を絞って意見を述べたいと思います。それは、昭和 54（1979）年 10 月 29 日、県と 23 市町村が結んだ「霞ヶ浦用水事業に伴う県西広域水道用水供給事業の実施に関する協定書」（いわゆる『実施協定』）の問題点についてです。

県はこれまで『実施協定』別表(1)にある 1 日最大給水量 8 万トンは市町村からの申込みだと言い張り、契約だからと言って過大な水量を押し付ける根拠にしていました。

しかし、『霞ヶ浦用水事業の誕生』という本が一昨（04）年 8 月に出版されました。発行元は霞ヶ浦用水建設推進協議会、著者は長谷部一男氏です。長谷部氏は、昭和 37 年に県庁に入り、昭和 52 年 6 月に企画部企画調整課企画員時に霞ヶ浦用水事業の担当となり、昭和 56 年 5 月水利課時まで調整事務を担当した方です。この本には県西水道用水供給事業に関し、市町村からの申込み水量が実際 6 万トンだったが、県は「事業推進にはどうしても 8 万トンが必要だ」として市町村長等に水の押し売りをしている『やりとり』が克明に書かれています。これを読むかぎり 8 万トンは県の押し付け水量であることは明らかです。

意見陳述の場ですので詳細は書証（甲）として、この本の写しを提出しますが、その一部を紹介します。昭和 53（1978）年 7 月 10 日、県西用水事業対象の市町村会議が開かれ、市町村からは首長 22 名、助役 4 名、課長が 5 名、県側からは知事を始めとした担当者が出席しました。核心部は当時の竹内知事が語っている箇所です。知事は「水道は 8 万トンでの計画だが、内 2 万トンは（市町村から）申込みがない。ぜひ市町村で持つてほしい」「6 万トンで計画すると卸売りは 190 円になるが、8 万トンでやると 118 円であるので 8 万トンを引取ってもらえば、問題がないだろう」「いつまでも地下水には頼っていられない。今後、水は絶対安くならない。私は、今度、県西用水をやろうと決意したのは、その理由だ」と述べ、当時の下館市長や千代田村長の「（水量について）保留させてほしい」との意見を押し切り、「申込み水量に按分して 2 万トンを割り振る」ことで合意を取り付けたのです。

これを読んで、私は、責任引取制の問題点「県から押し付けられた過大な水量だ」と追及してきたことが「正しかった」との確信を得ました。

この会議後の翌年に結ばれた『実施協定』の第5項には、「別表(2)の『市町村別・年度別供給水量』の『最小給水量』欄に掲げる水量は、乙（23市町村）各々の当該年度における責任引取水量とし、乙のうち、自己の都合により、当該水量の供給を甲（茨城県）から受けなかった市町村は、当該市町村が甲から供給を受けた水量のいかんにかかわらず、責任引取水量に係る供給料金相当額を甲に対し負担するものとする。」と謳っていました。この別表(2)の『市町村別・年度別供給水量』の『最小給水量』欄に掲げる水量（1日最小給水量）は合計すると約6万トンとなっていました。ところが、昭和63（1988）年3月23日、県は『実施協定』の一部取扱いについて、「協議書（？）」と称して、市町村への責任引取水量を『最小給水量』から『最大給水量』に読み替えるとして水量8万トンを押付けたのです。

こうして議会や県民を騙してまで、責任水量を6万トンから8万トンに押し付けることを前提にした県西用水事業を推進したのです。その談合が、昭和53（1978）年7月10日の県西用水事業対象の市町村会議で行なわれていたということです。

当時、昭和53（1978）年に茨城県が策定した水道整備基本計画では2000年までに420万人になるはずしていました。実績比較120万人もの人口水増します。この過大な人口予測は、過大な水供給事業となり、無駄な公共事業に繋がってきました。このような経過のなかで、平成5（1993）年7月、公共事業の受発注をめぐる建設スキャンダルが発覚、竹内知事が建設業者から賄賂を受け取ったとして逮捕・起訴されました。水道法の本来目的は「清浄にして、豊富低廉な水の供給を図る」（第1条）ことですが、竹内知事は水道事業を儲けの手段にしていたのです。建設業者に裏献金（賄賂）させ私服を肥やしていた実態が明るみになりましたが、公共工事を推進する最大の根拠としていたのが人口の水増しだった訳です。その犠牲者は高い県の水を押し付けられた県民ではないでしょうか。

本年3月、県は2020年度の人口予測324万人を295万～300万人へと大幅に下方修正する方向を打ち出しました。このことは、ハッ場ダム参加の根拠となっていた「いばらき水のマスターplan」が根底から破綻したことを意味すると共に、本住民訴訟における我々の主張を、被告である県が自ら認めたといえます。いまや県に残された道は「ハッ場ダムからの即時撤退」しかありません。

ハッ場ダム訴訟の影響は他にも広がっています。「全国一高い給水原価」と外部監査で指摘された県中央広域水道は平成17年度の料金見直しを見送りました。私は、行政や議会に住民の切実な声や意見が届かない場合の最後の法的手段として司法に訴えることが重要であると改めて感じています。

当法廷での公正な裁判、実質審理を求めて私の意見陳述とします。

2006年5月9日（火）

水戸地方裁判所民事第2部 御中

かすみがうら市稻吉東4丁目5番18号
佐藤 文雄